

第12回札幌市感染症対策本部会議

1 日 時： 令和2年7月9日（木） 午後5時00分～

2 場 所： 本庁12階「1号～3号会議室」

3 会議次第

(1) 開 会

(2) 現時点の発生状況と対応状況について

(3) 各局区における取組状況等について

(4) 本部長から

4 資 料

- ・札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）
- ・7月10日以降における都道府県の対応について
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針（抜粋）
- ・各局区における取組状況等の報告資料

札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

1 市内感染状況（7/8 現在）

(1) 陽性者状態別内訳

(単位：人)

陽性者(累計)	現在患者	現在患者			死亡者 (累計)	陰性確認者 (累計)
		入院	宿泊療養	調整中		
791	36	29	6	1	53	702

(2) 男女別・年代別内訳

(単位：人)

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代	非公表	計
男性	6	9	23	29	44	57	55	68	34	10		7	342
女性	1	6	41	36	39	61	49	62	53	35	2	12	397
非公表						4	2	1				45	52
計	7	15	64	65	83	122	106	131	87	45	2	64	791
現在患者					3	6	3	3	12	5		4	36
陰性確認者	7	15	64	65	80	115	96	110	59	34	1	56	702
死亡者						1	7	18	16	6	1	4	53

2 対応状況

(1) 対策本部

○6月18日 第11回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・6月19日から、北海道におけるロードマップの「ステップ2」に移行することに伴い、経済の活性化と感染拡大防止の両立を目指すこととなる。そのため、あらためて市民一人ひとりに、感染予防対策の徹底を求めていくことが重要になる。「新北海道スタイル」の実践など、感染予防対策と日常生活を両立できるよう、より効果的に市民へ周知する取組を実施すること。
- ・6月10日に議決をいただいた緊急対策第3弾の補正予算の内容について、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう事務を進めること。更に、12日に国の2次補正予算が成立したことを踏まえ、札幌市としても緊急対策第4弾となる補正予算を提出したいと考えており、7月上旬に臨時の市議会を招集する予定である。この補正予算の編成に向け、市外や道外との往来が可能なフェーズに移行することを踏まえ、感染拡大防止対策には引き続き取り組みながら、観光需要の回復策など市内経済の回復に向けた取組について検討すること。

○5月30日 第10回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設の再開にあたっては、感染予防対策を徹底したうえで、各施設の入り口などの分かりやすい位置に「新北海道スタイル安心宣言」を掲示するなど、市民が

安心して利用できる環境を提供すること。なお、施設の利用にあたり感染リスクが高くなる行為については、引き続き、自粛いただく又は感染対策を徹底していただくことについて、利用する市民の皆さんの協力を求めること。また、感染リスクが比較的高い施設については、6月1日以降も当面休止することとなるが、再開時期は、今後の感染状況や感染対策などを踏まえ、慎重に判断すること。

- ・市が主催する事業、イベントについては、北海道における開催制限基準に準じて、段階的に再開することとし、感染リスクが高くなってしまふ行為は、引き続き、自粛又は感染対策の徹底を図ること。

○5月26日 第9回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・新型コロナウイルスの再流行の防止や、再流行の影響を最小限に抑えるためには、感染拡大の兆候をいち早く捉え、市民に発信することが大切であるため、その手法等について、北海道と連携して検討すること。
- ・第2回定例市議会に提案している、緊急対策第3弾の取組については、議会の議決を得られた際に、速やかに対策を進められるよう、スピード感をもって事務を進めること。
- ・6月1日以降の外出自粛や休業要請等の取扱いについては、北海道において整理・検討を進めているため、当該内容が決まり次第、市有施設の再開などについて速やかに対応できるよう準備を進めること。
- ・緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスの脅威は去っておらず、感染症対策を緩和する段階にはないことから、保健所等への職員応援体制を含め、引き続き、市政の重点課題として対応すること。

○5月22日 第9回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立幼稚園、学校については、しっかりと感染症対策を行ったうえで、6月1日から再開できるよう、準備を進めることを教育委員会に要請する。また、臨時休業が長期間に及んでいることから、再開にあたっては、段階的に教育活動を行うとともに、子ども達の学習面や健康面に対して全力で取り組むこと。
- ・本日、北海道の緊急事態措置の見直しが行われ、石狩振興局管内における休業要請等が一部解除されることになった。このことを踏まえ、解除対象施設と同種の市有施設については、道の措置が解除される5月25日以降、感染予防対策などの準備が整い次第、再開すること。また、今回は休業が継続して再開を見送った施設についても、今後、国において緊急事態措置が解除される可能性もあることから、再開に向けた準備を進めておくこと。
- ・現在、直面しているクラスター対策などの課題解決に全力を挙げることは言うまでもないが、新型コロナウイルスの再流行による第3波、第4波に備え、第2波の発生を経験した札幌における、その経緯や、その時の取組について、しっかりと分析・検証したうえで、北海道と連携して今後に向けた対応を検討すること。

○5月15日 第8回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・医療機関や福祉施設などでクラスターの発生が相次いでいるため、国や道と連携を図りながら、改めて、施設内の感染防止策などの周知徹底を図るとともに、クラスターが発生した場合における支援体制の強化を図ること。
- ・国の専門家会議において、「社会経済活動と感染拡大防止の両立にあたっての基本的考え方」が示され、また、北海道からも、「新北海道スタイル」が提示されるなど、感染終息後の速やかな活動再開を見据えた方針が出された。そのため、緊急事態措置解除後の各種企業や施設の再開を見据え、国が示している業種別ガイドラインなどをもとに、感染予防策をよりわかりやすくまとめたガイドラインの作成について検討すること。また、市立学校や市有施設の感染予防策についても、同様に検討すること。
- ・感染拡大防止や医療機関の負担軽減を図るため、PCR検査体制の拡充を図るとともに、国や北海道と連携し、陽性を早期に確認できる抗原検査など、新たな検査方法の導入を検討すること。また、クラスターの早期把握や感染拡大防止のため、スマートフォン等を用いて陽性者との接触可能性を把握できる手法など、新たな技術の導入を検討すること。

○5月5日 第7回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立幼稚園、学校については、子ども達の健康を守る観点から、5月31日まで臨時休業とするよう教育委員会に要請する。なお、休業中の子ども達の学習面や健康面について、家庭と連携して十分なケアを行うこと。また、不特定多数が利用する市有施設においても、5月31日までの休止を検討すること。
- ・医療機関及び高齢者施設等でクラスター発生が続いているため、国や北海道と連携を図りながら、施設内感染の防止策などについて、より一層の周知を図ること。
- ・医療機関におけるクラスターの発生などにより、残された特定の医療機関に過度な負担が掛かることのないよう、市内の各医療機関や医師会などと連携し、情報共有体制の強化などに取り組むこと。
- ・札幌市における感染症対策については、これまでも大規模な応援体制により全庁一丸となって取り組んでいるが、緊急事態宣言の延長に伴い、対応は長期間に及ぶことが想定されるため、職員ローテーションなどを含めた持続可能な体制を構築すること。

○5月1日 第6回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・政府は緊急事態宣言の延長を検討しているため、その動向に注視し、北海道と連携しながら次の行動に速やかに移行できる体制を整えること。
- ・札幌市の感染拡大状況に鑑み、市立幼稚園、学校について、まずは5月10日まで休業するよう教育委員会に要請する。各学校においては、子ども達の学習や心のケアに関して、各家庭と連携しながら取り組むこと。併せて、不特定多数が利用

する市有施設についても、5月10日までの休止を検討すること。

- ・宿泊療養施設については、北海道と協力し、感染防護対策を徹底しながら適切に運営すること。また、陽性患者の早期確認のため、民間検査機関などに協力していただき、PCR検査体制の強化を図ること。
- ・各部局において、困りごとを抱える市民への支援策を検討すること。また、各種給付金などの支援については、必要な支援を必要な方に一刻も早く届けられるよう事務を進めること。
- ・この難局を乗り越えるためには、札幌市職員が一丸となって感染症対策に取り組む必要がある。そのため、各部局においては、市民生活に著しく支障が生じる業務や遅延が許されない業務以外の業務について、一旦、手を止めてでも、感染症対策の業務を最優先にして取り組むこと。

○4月24日 第5回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・食料品等販売店舗における買い物客の密集による感染リスクを抑えるため、入場制限や消毒、清掃等について、市内の業界団体への協力要請を行うこと。
- ・検査体制の強化と帰国者・接触者外来設置病院の負担軽減を目的に、PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを早急に設置し、迅速な検査体制の整備を図ること。また、入院患者受入体制の強化として、北海道と連携して軽症者等の患者を受け入れる新たな宿泊療養施設の確保を早急に行うこと。
- ・職員の感染防止を徹底するため、在宅勤務や時差出勤、ゴールデンウィークにあたっての休暇取得を促すなど、あらゆる措置を講ずること。また、会話時はマスクの着用を徹底し、「うつさない」、「かからない」という意識を強く持つこと。
- ・緊急事態宣言が終了する5月6日以降の国の動向等を見据え、北海道と連携し、次の行動に速やかに移せる体制を整えること。
- ・「新型コロナウイルス感染症対策」を最優先に取り組む事項として位置付け、全庁を挙げて集中的に取り組むことが早期収束を果たすためには重要となる。そのため、緊急性の低い業務は当面実施を見合わせるなどの検討を行うこと。

○4月18日 第4回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・人と人との接触機会を減らすなど、感染拡大の影響を低減させる取組について、より一層の検討を進めること。
- ・医療機関の協力を得て、急増する入院患者の病床や医療体制の確保に努めること。また、市内に設置した軽症者の宿泊療養施設について、北海道と協力して更なる確保に努め、運営にあたっては感染防護対策を徹底し、適切に実施すること。
- ・不安を抱える市民に寄り添い、困りごとや不安を解消する取組を進めること。
- ・生活維持に必要な場合を除き、市民に外出自粛を求めることとなるが、混乱を生じさせないよう、生活維持に必要な外出例を具体的に示すなど、分かりやすく周知すること。

○4月13日 第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立学校については、子ども達の健康を守る観点から、臨時休業するよう教育委員会に要請する。なお、休業期間は、北海道の新型コロナウイルス感染症集中対策期間の終了日である5月6日までとしたい。各学校においては、臨時休業期間が長期になるため、引き続き、子ども達の学びや育ち、心のケアなどに全力で取り組むこと。

また、不特定多数が利用する市有施設についても、5月6日まで休止とすること。やむを得ない理由により運営を継続する施設については、これまで以上に感染を予防する手立てを徹底すること。

- ・深刻な被害を受けている観光業をはじめとした市内経済に対し、事業継続や雇用維持、さらには感染収束後のV字回復に必要な取組について、国や北海道と連携して進めること。
- ・将来の入院患者数の大幅な増加を見据え、先手を打って医療提供体制の充実・強化を図る必要がある。重症者の入院医療の提供に支障をきたす場合には、軽症者については北海道が指定する宿泊施設において療養することとなるが、その枠組みについて、北海道と早急に整理すること
- ・外出自粛による心身の健康を維持するため、家庭でできる健康管理の取組や、感染リスクの低い屋外での活動などについて取りまとめのうえ、周知すること

○4月10日 第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・4月からリスクの低い施設で開館しているが、感染リスクを一層低くする観点から、休館や一時閉鎖を検討すること。
- ・感染拡大の兆しがある場合、北海道と連携して分散登校・一時閉鎖などについて、検討すること。

○4月8日 第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・緊急事態措置の対象区域を含む、市外からの来札者に対して、2週間の体調管理と不要不急の外出の自粛を要請。周知は、国や北海道と連携し、公共施設や宿泊施設などの協力を得て実施すること。
- ・基礎疾患のある方の重症化リスクや陰性確認まで一定の期間がかかることを踏まえ、医療機関の協力を得て、病床と医療体制の確保に努めること。
- ・市立学校については、引き続き、学校再開のガイドラインに従って、各学校で感染症対策をしっかりと行ったうえで、教育活動を行うこと。また、各学校において、再開に不安を持つ児童生徒や保護者の方には、その気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。改めて、国の動向等を確認しつつ、北海道と連携し、「感染拡大の兆しが見られる」と判断した場合には、速やかに分散登校や、臨時休業することができるよう準備を進めること。
- ・第1弾の緊急経済対策に係る経費を、4月3日に成立した補正予算に計上したと

ころであるが、必要な支援を必要な方に対して一刻も早く届けられるよう、国の緊急経済対策を踏まえた、第2弾の緊急対策を補正予算案として5月中に議会に提案できるよう、スピード感を持って準備を進めること。

○4月2日 第8回対策本部会議

<指示事項>

- ・感染拡大の防止や、医療提供体制の強化を最優先で取り組みつつ、雇用の維持や、生活に困っている方への支援などセーフティネットの更なる充実を図ること。
- ・今後、感染状況や社会・経済情勢を見極めながら、国や道とも歩調を合わせ、追加の補正予算の編成も含め、機動的に取り組むこと。
- ・市有施設の開館については、リスク回避のための感染予防対策の徹底を図り、慎重に対応していくこと。
- ・市立学校については、札幌市教育委員会の学校再開ガイドラインに従って、各学校で感染予防の対策をしっかり行ったうえで、再開すること。不安を持つ児童生徒や保護者の方にはその気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。
- ・なお、再開後にあっても、感染拡大の兆しが見られた場合には、速やかに分散登校や臨時休業することができるよう準備を進めること。

○3月27日 第7回対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設や学校の再開について、各局から報告のあった方向で、4/1以降の再開に向け、適切に準備を進めること。その際には、改めて国の専門家会議の提言や国からの通知等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てをしっかりと徹底し、慎重に対応していくこと。
- ・なお、北海道や札幌市において、一定程度感染は抑えられている状況だが、再び感染拡大の兆しが見られた場合は、感染リスクの低い活動も含めて停止することを考えなくてはならない。関係者と情報共有、意思疎通を図り、市民の皆様に混乱が生じないように、徹底した対策を行うこと。
- ・経済観光局が実施した調査について、2月の調査ではあったが、3月まで推計した影響額は非常に大きいものである。経済のセーフティネットの充実、また、相談体制、医療体制の強化など更なる感染症対策や、喫緊の対応での補正予算の編成を早急に行い対応すること。
- ・引き続き経済活動の把握に努めるとともに、今後、感染の終息が見受けられる場合に備え、速やかな経済活動の回復に努めた取組が実施できるよう検討を進めること。
- ・医療従事者・感染者とその家族などに対する偏見や差別について、先ほど、医師会の松家会長からも要望をいただいたとおり、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、そして感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別に繋がる行為が見受けられるところである。これは大変、残念なことであり、決して許されるものではない。
- ・医療従事者は休暇もなく働いていることから、その皆様には感謝をしなければな

らず、多くの市民の皆様にはご理解を頂きたい。

- ・関係部局において、医療従事者や患者等に寄り添ったきめ細やかな周知を、学校や保育園を通じて徹底して行うこと。
- ・市民と事業者の皆様には、引き続き、「換気の悪い密閉空間」での行動、「人が密集している」ところでの行動、「近距離での会話や発声が行われる場所」での行動、この3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛をお願いする。
- ・「かからない、うつさない、なやまない」の3つを念頭に、感染予防に努めていただきたい。
- ・特に、ここ最近では海外渡航歴がある方の感染が確認されていることから、渡航歴のある方は、帰国後2週間はできるだけ人との接触を避け、症状が出るなど何らかの状況変化がある方は、札幌市の相談窓口まで連絡するようお願いする。
- ・加えて、4月は道外・道内を含めて転出入の多い時期である。区役所において、転入した方々へ感染予防に関するパンフレットを配布しているところであるが、市民の皆様一人一人が予防に留意し、何か不安を感じる方は、札幌市の相談窓口までご連絡をお願いしたい。

○3月23日 第6回対策本部会議

<指示事項>

- ・現在、市有施設の休館等について、当面、3/31までとしているが、国の専門家会議の提言等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、リスクの低い活動や施設の4月以降の再開に向けた検討を行うこと。なお、検討にあたっては、提言にある対策例などを参考にするとともに、市民生活に混乱が生じないよう、準備をすること。
- ・本市の感染状況について、感染者の拡大は一定程度持ちこたえているものの、新たな感染者が確認されている状況であることから、なお予断を許さない状況が継続している。また、飲食業や観光業などの経済活動に深刻な影響が発生している。このような状況を踏まえ、関連部局における感染症対策の体制強化を引き続き行うことや、経済への影響に対するセーフティネットの充実について、補正予算の編成を含めて対応の一層の強化を検討すること。
- ・市民生活や経済に影響が出始めている状況を踏まえ、市税や各種保険料、公共料金等の徴収や納付、支払いの猶予等について柔軟な対応を検討するとともに、市民への周知を図ること。

○3月20日 北海道知事と札幌市長の意見交換

- ・感染対策・医療体制、経済支援策など協議。今後の連携を確認。

○3月17日 第5回対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設の休館、不特定多数の方が参加される市主催のイベントの自粛期間について、当面、3/31まで延長する方向で検討すること。また、札幌市以外が主催するイベント等については、参加者や運営者等関係者の安全を最大限に配慮して開催の検討を主催者に依頼してきたが、引き続き、依頼することを検討すること。

- ・3/19 頃に国の専門家会議の見解、またこれを受けた北海道の対応が出てくることが想定され、状況を踏まえて歩調を合わせていく必要があることから、北海道と十分に情報共有をして柔軟対応をすること。
 - ・経済の関連で、様々な影響が想定されることから引き続きセーフティネットの充実などを検討すること。
 - ・市民がとるべき行動について正しい理解を促すため、より分かりやすく情報を提供すること。
 - ・感染ルートはほぼ把握できているものの、感染者が増加している状況を踏まえて、疫学調査、検査、医療体制について医療機関の協力を得ながら一層の強化に取り組むこと。
 - ・市民には、かからない、うつさない、なやまない、この3点について願います。
 - ・職員にも、引き続き毎日の検温の実施など健康管理に十分留意し、石けん等による手洗いや換気など、今一度感染防止に向けた対応の徹底を願います。
 - ・感染症による市民生活への影響も大きく出ている。これを一日も早く終息させ、日常を取り戻せるように全庁を挙げて取り組んでいくよう願います。
- 3月 6日 道対策チームヘリエゾン派遣（保健所・危機管理対策室（3/11～））
 - 3月 3日 札幌市感染症対策室設置
 - 3月 1日 国立感染症研究所の職員派遣受入
 - 2月 29日 第4回対策本部会議
- <指示事項>
- ・区役所など窓口がある職場については、来庁せずに手続きができるよう検討。申請期限があるものは、期限延長も検討。
 - ・不特定多数の者が集まる市有施設は、さらに一部利用制限、又は休館を検討。
 - ・北海道とも連携し、市内企業への経済的な影響についてきめ細かに把握した上で、セーフティネットの充実等、国への必要な要請・要望について検討する。
 - ・全職員が毎朝及び毎晩に検温を実施すること。
 - ・管理監督者は、今まで以上に職員の健康管理に留意すること。体調が悪い職員が出た場合には、遅滞なく職員を休ませるなど事務体制を整え、市民生活に影響がないようにすること。
 - ・救急体制、清掃事業、上下水道などライフライン事業など、市民生活に直結するものが中断することがないよう、特に注意すること。
- 2月 22日 第3回対策本部会議
- <指示事項>
- ・市主催の不特定多数の者が集まるイベントについて、当面3週間程度（2/23～3/15）、原則中止または延期とする。
- 2月 18日 第2回対策本部会議
- <指示事項>
- ・感染症防止対策の徹底、医療体制及び検査体制の充実、BCPに基づいた対応構築
- 1月 30日 第1回対策本部会議

(2) 産業振興

①市内中小企業（相談状況）（7/7 現在）

- ・既存の相談（経営相談・融資対象認定等）【1/29～】
相談件数（累計）※：17,448 件（来所 6,362 件、電話 11,086 件）
※札幌中小企業支援センター内の相談窓口
- ・機能拡充部分（融資申請サポート、税・感染予防相談）【4/20～】
相談件数（累計）：1,990 件（来所 1,953 件、電話 37 件）
- ・機能拡充部分（雇用調整助成金等申請サポート、テレワーク導入等）【5/11～】
相談件数（累計）：2,027 件（来所 768 件、電話 1,259 件）

②融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）（7/7 現在）

認定件数（累計）：13,424 件

【業種】飲食業 1,798 件、小売業 1,870 件、建設業 2,860 件、運輸業 401 件、製造業 422 件、電気・ガス・熱供給・水道業 177 件、保険業 50 件、卸売業 665 件、不動産業 874 件、宿泊業 131 件、医療・福祉 793 件、情報通信業 248 件、教育・学習支援業 88 件、サービス業 3,044 件、林業・鉱業 3 件

※その他

- ・5/12 から 5/26 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、実態調査を実施中。（公表は6月上旬を予定）
- ・(5/11)事業者向けワンストップ相談窓口サテライトオフィスを開設
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症に関する市内事業者向け国・道・市の主な支援策まとめサイトを市公式 HP に公開
- ・(4/20)事業者向けワンストップ相談窓口を開設
- ・(4/15)経済団体等 9 団体と市長・3 副市長による緊急懇談を実施。
- ・(3/31) 札幌商工会議所、岩田会頭から市長へ要望書の提出がなされた。
- ・(3/16) 民主商工会 札幌市内各支部から経済観光局に要望書の提出がなされた。
- ・3/9 から 3/17 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、緊急調査を実施し、3/27 の感染症対策本部会議にて結果公表。
- ・3/6 より、市内宿泊事業者への影響について、北海道と連携してアンケート調査を実施し、3/16 に結果公表。

	延べ宿泊者数の減少数	影響額(観光消費の減少額)
北海道	約 900 万人泊	約 3,000 億円
うち札幌市	約 350 万人泊	約 1,200 億円

※3/1 時点と同程度の影響が6月まで継続した場合の試算

- ・(3/4) 自宅でも利用可能なサービス提供等を提供する市内事業者等を案内する市公式 HP を公開

(3) 教育関連施設

- ・6月12日で、少人数短時間登校（園）日設定期間終了。

- ・6月1日から、園・学校を再開。6月12日までは少人数短時間登校（園）日を設定。
- ・特定警戒都道府県指定（緊急事態宣言）の期間延長を受け、市立幼稚園及び学校における臨時休業期間の延長を実施（～5/31）。
 - ※園・学校を再開した場合に少人数短時間登校（園）日を設定（6/1～12）することについて、市立幼稚園及び学校に実施要領を通知。
- ・特定警戒都道府県指定（緊急事態宣言）を受け、市立幼稚園における一斉臨時休業を実施（4/22～5/6）
 - ※各市立幼稚園・学校において、電話等により児童生徒の学習状況及び幼児児童生徒の心身の状況把握を実施（4/27～5/1）。
- ・北海道・札幌市緊急共同宣言を受け、市立学校における一斉臨時休業を実施（4/14～5/6）。
 - ※新琴似緑小学校において、給食調理員の感染が確認され、当該校の臨時休業を実施（4/13～22）。新琴似緑小に在籍し、他校へ通級する児童については、4/13から指導休止。
 - ※臨時休業中の学習支援として、教育委員会が作成する学習課題及び学習課題サポート動画を札幌市公式ホームページに掲載するなどして、全児童生徒に提供（毎週木曜日更新）。

(4) 地下鉄・市電

- ・4/15～市立学校等の一斉休業を受け、通学定期券払い戻しの特例措置を再度実施（手数料免除、定期券の内容により最終登校日まで遡及して払い戻し、受付期間は当面の間とする。）
- ・地下鉄の車内混雑状況を交通局HPにて公表（3/18～、毎週水曜日更新）
- ・2/29 通学定期券の払い戻し（手数料免除、定期券の内容により休業開始日の前日まで遡及して払い戻し、3/31受付終了）
- ・地下鉄・市電の全車両の消毒・換気を実施（消毒：3/2～、換気：3/3～）
 - ※当分の間継続実施

(5) 市有施設

別紙「市有施設の状況」のとおり

3 市民・企業への呼びかけ

○市長

- ・市民の皆さまへのビデオメッセージを発出（4/24、4/28、5/5、6/1）
- ・市民の皆さまへのメッセージを発出（2/22、3/1、3/18、3/30、4/3、4/9、4/14、4/18、5/6、5/15、5/22、5/26、5/30、6/18）

○総務局

- ・(3/9) 来庁せずにできる手続き、期限と延長する手続きについて市公式HPのトップページに掲載
- ・(2/25) 札幌市菊水分庁舎に出入りする業者（21社）に対して、マスク着用や体調管理徹底などの協力を依頼

○まちづくり政策局

- ・(5/8) 市内関係大学(8大学)に対し、PCR検査実施体制強化に関する協力・調査依頼文を送付、このうち2大学より検査協力可能との回答あり(5/18)。
- ・(3/3、3/27、4/8) 市内各大学及び短期大学(17大学)に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼

○財政局

- ・(5/12)「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」(市公式HPに徴収猶予の特例制度に関するページを掲載)
- ・(4/28)「新型コロナウイルス感染症に伴う市税の取り扱い」(市公式HPに市税の取り扱いについて特設ページを掲載)
- ・(4/22)「新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税等の申告・納付等の期限延長について」(市公式HPに法人市民税等の期限延長手続き等について掲載)
- ・(4/20)「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による固定資産価格等の縦覧期間延長について」(市公式HPに縦覧期間延長について掲載)
- ・(4/17)「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における工事及び業務に係る契約上の対応について」(市公式HPに契約上の対応に関するお知らせを掲載)
- ・(4/10)「夜間電話納税相談と市民税・道民税(個人住民税)申告書に係る提出期限の取扱いについて(新型コロナウイルス感染症の影響関係)」(報道発表、市公式HP掲載)
- ・(4/9)「軽自動車税(種別割)の減免申請について」(市税HPに郵送での申請受付を掲載)
- ・(3/24)「令和2年度の固定資産評価証明の郵送による請求手続きの活用について」(不動産業界団体へ向けた市税証明(評価証明)の郵送請求活用依頼)
- ・(3/10)「新型コロナウイルスの感染拡大防止について」(市税HPでの感染予防の呼びかけ、郵送や電話による手続きや相談の推奨)
- ・(3/5)「新型コロナウイルス感染の拡大防止に向けた物品・役務契約の取扱いについて」(市公式HPに入札方法に関するお知らせを掲載)
- ・(2/25)「個人住民税の申告における新型コロナウイルスの感染防止について」(市公式HPでの感染予防の呼びかけ及び郵送申告の推奨)

○市民文化局

- ・(4/21) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた町内会・自治会行事等の実施に係る留意点について市公式HPに掲載
- ・(3/10) 新型コロナウイルスに乗じた詐欺の手口と対策について市公式HPに掲載
- ・(2/21以降) 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する相談(75件(6/29時点)先週から2件増)を受けているため、市公式HPで注意喚起を掲載

○保健福祉局

- ・(6/19) 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約124,000通発送した。

- ・(6/12) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 63,000 通発送した。
- ・(6/11) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料の減免について、専用のコールセンターを設置するとともに、市公式 HP に掲載。
- ・(6/4 以降) 各おとしより憩の家…運営自粛要請を 6/19 に解除するが、「憩の家運営ガイドライン」により、運営の再開に当たって整えていただきたい感染対策の具体例を周知するとともに、感染リスクの高い活動の自粛を要請（各区保健福祉課から通知）
- ・(6/1 以降) 各単位老人クラブ…感染リスクの高い活動について、当面の間の自粛を要請（各区保健福祉課から通知）
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関して定める改正国民健康保険条例を施行。同日、傷病手当金制度について市公式 HP に掲載。
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除の臨時特例措置について、同日、市公式 HP に掲載。
- ・(4/20) 住居確保給付金の対象者が拡大されたことを市公式 HP に掲載。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職または廃業と同程度の状況に至っている方も対象となる。
- ・(3/12) 国民年金保険料の免除申請について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載。
- ・(3/11) 子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の申請・届出の一部について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載。
- ・(3/9) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の請求・届出について郵送対応可とした。
- ・(2/26 以降) 各おとしより憩いの家…開館可否の検討を依頼（各区保健福祉課から通知）
- ・(2/25 以降) 各単位老人クラブ…イベント開催可否の検討を依頼（各区保健福祉課経由により、上記札老連あて通知を参考送付）
- ・(2/25) (一社) 札幌市老人クラブ連合会…イベント開催可否の検討を依頼
- ・(1/29) 局内各部所管社会福祉施設…社会福祉施設等における感染症対策について
(※このほか、国の通知に合わせ、各社会福祉施設へ随時注意喚起を実施。)

○子ども未来局

- ・(6/10) 市内学校の通常授業再開に合わせた児童会館・ミニ児童会館での事業の取扱いについて、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(5/27) 小学校の少人数短時間登校日の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(5/1) 小学校の臨時休校延長時の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、4/14 以降の取り扱い継続及び利用児童不在日時の閉館等について、指定管理

者を通じて保護者へ周知

- ・(4/22) 認可保育施設等へ、北海道の緊急事態措置を受け、4/23からの仕事を休んで家にいることが可能な保護者の登園自粛の要請と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- ・(4/13) 市内小学校の4/14からの全校休校に伴い、児童会館・ミニ児童会館の児童クラブ運営時間変更の連絡と併せ、可能な限りの家庭保育の協力依頼について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(4/13) 認可保育施設等へ、北海道・札幌市緊急共同宣言を踏まえ、引き続き可能な限りの家庭保育と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- ・(3/27) 認可保育施設、放課後児童クラブ運営事業者等へ、札幌市医師会からの要望を踏まえ、医療従事者の家族等に対する偏見や差別防止にかかる配慮を依頼。
- ・(3/9) 児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当の請求・届出及び認可保育所等の入所申請等について郵送対応可としたほか、ひとり親家庭自立支援給付金等の手続き期限を5/29まで一部延長
- ・(3/5) 一時預かり事業の実施施設へ、事業の継続的な実施を依頼

○経済観光局

- ・(5/7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について、関係団体への周知の協力要請
- ・(5/7) コールセンター関連企業へ新型コロナウイルス感染防止の取組徹底等について協力要請
- ・(5/7) ホームセンター事業者へ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組実施について協力要請
- ・(4/24) 商店街及びスーパー関係団体へ新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について配慮要請
- ・(4/23) 北海道による緊急事態措置及び「(仮称) 休業協力・感染リスク低減支援金」について、関係団体へ周知の協力要請
- ・(4/20) 緊急事態宣言対象区域に北海道が含まれたことを踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- ・(4/9) 国の緊急事態宣言及び本部長指示を踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- ・(3/27) 人事異動等の時期を迎えたことを考慮し、関係団体へ感染防止について協力要請
- ・(3/9) ライブバー従業員の感染確認に伴う関係団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請
- ・(3/3) 各経済団体及び業界団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請（札幌商工会議所には秋元市長から会頭へ要請書手交）
- ・(2/27) 各経済団体及び業界団体へ従業員の休暇取得環境の整備について配慮の要請（札幌商工会議所には専務理事に対し、村山局長から要請書手交）
- ・(1/30以降適宜) 中央卸売市場場内事業者に新型コロナウイルス感染症への対応に

ついて通知を発送

○環境局

- ・ (5/19) 大型ごみ収集センター受付時間の短縮 (5月21日開始、9:00~16:30を10:00~16:30に変更) について、市公式HPに掲載
- ・ (5/13) 「事業所におけるごみ、廃棄物の取扱い等について」、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を市公式HPに掲載
- ・ (5/8) 新型コロナウイルスの感染疑いのある方またはその家族がいる場合の「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」については、燃やせるごみとして排出すること、また「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」については、念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出するよう市公式HPに記載
- ・ (5/8) 家庭ごみ収集について、直営収集の作業員用マスクを配備。委託収集の受託者に、マスク着用に係る協力を要請して、各社が着用を開始。新型コロナウイルス感染症に係る作業中のマスクの着用について周知
- ・ (4/30) 使用済みマスクなどの廃棄について (2重袋での排出及びごみ捨て後の手洗いの徹底) 市公式HPに掲載
- ・ (3/7) 使用済みマスクなどの廃棄について (飛散防止のためごみ袋の封の徹底) 市公式HPに掲載

○建設局

- ・ (5/30) ていねプールの営業中止について市公式HPに掲載
- ・ (5/15) 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う道路占用料等の取扱いについて市公式HPに掲載
- ・ (4/16) 円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限について市公式HPに掲載
- ・ (4/8) 中島公園におけるイベント利用受付の一時中止について市公式HPに掲載
- ・ (3/27) 円山公園、平岡公園の花見期間について宴会利用の自粛要請を市公式HPに掲載
- ・ (3/5) 道路維持除雪共同企業体等に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について」の依頼文により適切な措置を講じるよう依頼

○都市局

- ・ (4/23) 解雇等により社員寮・社宅等の住宅から退去を余儀なくされた方へ、市営住宅を提供することとし、本件について市都市局HPに掲載
- ・ (3/11) 来庁せずに行える手続き (郵送等により申請等が可能な手続き) がある旨を市都市局HPに掲載

○水道局

- ・ (3/24) 市民に対し市水道局HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金のお支払いの相談窓口について周知
- ・ (3/2) 市民に対し市水道局HPにて、感染症に関連した水道水の安全性について呼びかけ

○交通局

- ・(3/7～) ポラリス車内での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- ・(3/4～) 路面電車停留場での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- ・(2/27～) 新型コロナウイルス Q&A ポスター掲示
- ・(2/8～) 予防啓発ポスターの掲示
- ・(2/3～) 外国人旅行者向けコールセンター設置チラシ掲示（英中韓）
- ・(1/31～) 大通駅地下1階柱・デジタルサイネージ（スノービジョン）での啓発
- ・(1/30～) 駅構内放送、ホーム天井設置・旅客案内表示器（LED）によるテロップ表示
- ・(1/30～) 路面電車停留場とポラリス車内での啓発

○消防局

- ・(3/6) 来庁せずにできる手続きについて市消防局 HP に掲載

○病院局

- ・(3/23) 新型コロナウイルス等、院内感染防止の更なる対策強化のため、市立札幌病院における面会を、原則禁止から全面的に禁止に変更する旨同院 HP に掲載
- ・(3/13) 市立札幌病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、市立札幌病院 HP に掲載

市有施設の状況(2020.7.8時点)

施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
文教施設	中央	札幌市公文書館	2020.4.17～2020.6.10	2020.6.11	閲覧室の利用時間は当面の間午前9時30分から午後4時30分まで(資料の利用請求等の受付は午後4時まで)。閲覧室利用者は来館日時について要事前連絡。 6月1日より専用利用の開放を再開。 6月16日より一般開放を再開。 トレーニングルーム及びホール探訪室は引き続き利用休止。 その他、利用人数や利用目的に応じて制限あり。	総)公文書館(521-0205) 総)国際部交流課(211-2032)
スポーツ施設	白石	札幌国際交流館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		総)国際部交流課(211-2032)
その他	中央	大通情報ステーション	2020.3.2～2020.4.3 2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		政)都心まちづくり課(211-2692)
その他	白石	札幌市共同利用館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)アイヌ施策課(211-2277)
その他	南	アイヌ文化交流センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は休館日 当面の間、団体予約は200名まで	市)アイヌ施策課 (連絡先:札幌市アイヌ文化交流センター 596-5961)
その他	全区	区民センター(計10施設)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	全区	地区センター(計24施設)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	北	地区集会所(篠路)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	北	篠路コミュニティセンター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	厚別	札幌市厚別中央市民交流広場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	清田	札幌市清田市民交流広場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	南	札幌市清田市民交流広場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	手稲	手稲コミュニティセンター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	白石	札幌市計量検査所(定期検査センター)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室利用は定員の半分以上 機器などの利用に一部制限あり	市)札幌市計量検査所(846-6681)
その他	中央	市民活動プラザ星園(貸室)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)市民活動促進担当課(211-2964)
その他	北	札幌市民活動プラザセンター(札幌エルプラザ 2階)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	6月19日より事前の電話相談後の来所相談を再開	市)消費生活課(211-2245)
その他	北	札幌市消費生活センター(札幌エルプラザ 2階)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)消費生活課(211-2245)
文教施設	北	札幌市男女共同参画センター(札幌エルプラザ1、3、4階)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室収容人数に制限あり 物品等について一部貸出制限あり	市)男女共同参画課(211-2962)
文教施設	中央	旧札幌農学校演武場(時計台)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	中央	豊平館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	中央	旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	清華亭	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	新琴似屯田兵中隊本部	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	屯田郷土資料館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	東	札幌村郷土記念館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	豊平	つきさつ郷土資料館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.3	6月1日・2日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	豊平	稲任開拓記念館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)文化財課(211-2312)
文教施設	南	旧黒岩家住宅(旧兼舞通行屋)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	西	琴似屯田兵村兵屋跡	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)文化財課(211-2312)
文教施設	西	手稲記念館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数・利用目的など一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	東	丘珠縄文遺跡	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示に一部制限あり 体験メニュー、団体利用休止	市)文化財課埋蔵文化財係(512-5430)
文教施設	中央	埋蔵文化財センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示に一部制限あり 団体利用休止	市)文化財課埋蔵文化財係(512-5430)
文教施設	中央	旧札幌探検隊(札幌市資料館) ※ おおば比呂司記念室、SIAFラウンジを含む	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 利用人数に一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市民交流プラザ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌コンサートホール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市教育文化会館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市民ギャラリー	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	あけぼのアート&コミュニティセンター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 利用人数に一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	豊平	さっぽろ天神山アーツスタジオ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	利用人数に一部制限あり 滞在スタジオ:道内在住者は7月10日から、国内在住者は8月1日から利用再開。	市)文化振興課(211-2261)

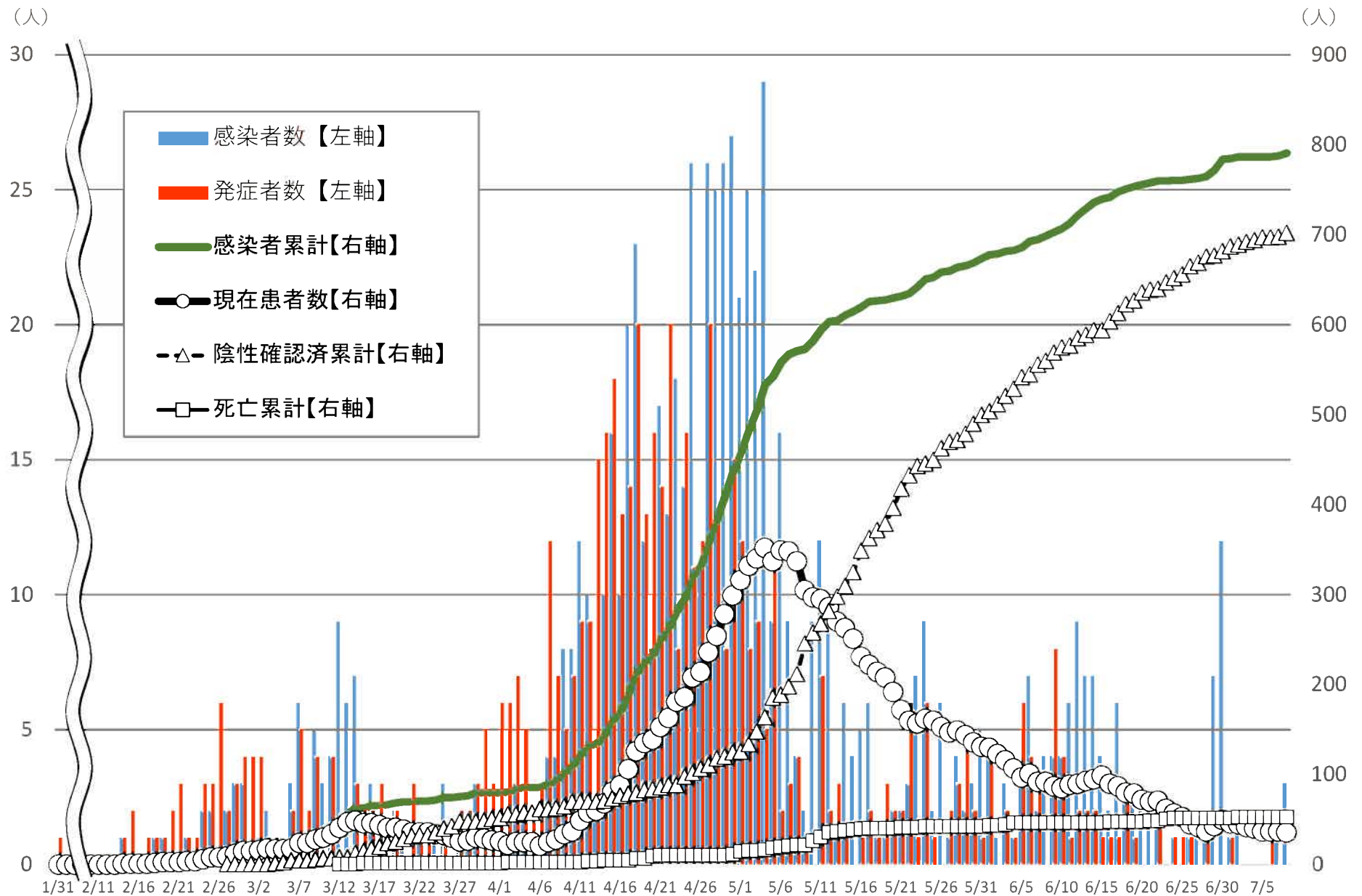
施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(子どもアトリエ)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(工芸館)	2020.2.29～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(有島武郎田邸)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(アートホール)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(野外ステージ)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(アトリエ、ロτζ)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌センター(札幌エルプラザ 1階)	2020.3.1～2020.6.30	2020.7.1	市)男女共同参画課(211-2962)	市)文化振興課(211-2261)
その他	南	札幌芸術の森(工芸研修室等)	2020.3.1～2020.6.21	2020.6.22		市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	西	ターミナルプラザこどもハトス	2020.2.23～未定	未定		市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	中央	本郷新記念札幌彫刻美術館	2020.4.14～2020.5.25	2020.5.26	○(賃館)新規利用申込の受付は6月2日再開 ○利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(屋内美術館)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(屋外美術館)	2020.4.14～2020.5.25	2020.5.26		市)文化振興課(211-2261)
文教施設	豊平	博物館活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 展示等により一部制限あり	市)文化振興課博物館担当係(374-5002)
スポーツ施設	中央	北方スアリーナ札幌46	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中島体育センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	円山総合運動場 (陸上競技場、補助競技場、球場、庭球場)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	大倉山ジャンプ競技場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	宮の森ジャンプ競技場	2020.5.20～2020.5.31 (～5.19は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	荒井山ジャンプ	2020.5.1～2020.5.31 (～4.30は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中島公園庭球場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
文芸施設	中央	札幌オリンピックミュージアム	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	北	北区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	北	陸生球場 (庭球場含む)	2020.4.29～2020.5.31 (～4.28は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東区体育館	2020.4.14～2020.5.31 (5.1～工事休館)	未定	改修工事のため12月28日まで休館	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	善通寺体育館 (公園野球場含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	スポーツ交流施設(つどむ) (庭球場、パークゴルフ場、球技場等含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	改修工事のため令和3年1月31日まで屋内のみ利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東雁来公園サッカー場	2020.4.20～2020.5.31 (～4.19は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	白石	白石区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	白石	白石温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別公園競技場 (補助競技場含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 主競技場は工事のため利用開始時期未定	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	豊平区体育館 (付属野球場含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	豊平公園温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	平岸プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	月寒体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は、6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。 改修工事のため7月1日～9月15日はスケートリンクのみ利用 休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	月寒屋外競技場 (ラグビー場、庭球場、弓道場)	2020.4.29～2020.5.31 (～4.28は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)

施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
スポーツ施設	豊平	どうぎんカーリングスタジアム	2020.4.14～2020.5.31 (～6.30は水張替休館)	2020.7.1	水張替のため6月30日まで休館	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	平岸陸球場	2020.4.29～2020.5.31 (～4.28は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	札幌ドーム	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	6月1日以降、準備ができた施設から再開	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	清田	清田区体育館・温水プール	2020.4.14～2020.5.31 (6.15～工事休館)	2020.6.1	改修工事のため6月15日～令和3年3月末は休館	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	清田	白旗山競技場	(～5.31は供用期間外) (～6.15は芝メンテナン ス)	2020.6.16	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	南	南区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	南	藤野野外スポーツ交流施設 (フッス)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり。BQコーナーは利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	西	西区体育館・温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。 探検室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	西	宮の沢屋内競技場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	手稲区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	手稲温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 探検室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	星置スケート場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中央健康づくりセンター	2020.2.28～2020.6.1 ※教室は2.26から中止 ※健診は4.1～4.13再開	2020.6.2	6月2日より健康業務を再開し、6月16日よりトレーニング室を再開(教室は7月7日より順次再開)	保)保健所健康企画課(622-5153)
福祉施設	中央	社会福祉総合センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	6月1日から再開。貸会議室は利用人数を制限する(各室定員の50%以下)	保)地域福祉推進担当課(211-2932)
福祉施設	中央	中央老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	北	北老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	東	東老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	白石	白石老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	厚別	厚別老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	豊平	豊平老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	清田	清田老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	南	南老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	南	保養センター駒岡	2020.3.2～2020.6.15	2020.6.16	宿泊・休憩、レストラン、バーコルフ場、教養講座(優等)、麻雀等一部再開。教養講座(運動・発声)、囲碁、ビリヤード、カラオケ等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	西	西老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	手稲	手稲老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。教養講座、サークル活動、囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)

施設種別	区	施設名	休館期間	開催・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
福祉施設	中央	若狭児童がいき情報センター(貸室)	2020.2.25～2020.6.14	2020.6.15	・点字図書・録音図書の郵送貸出は従前より短縮対応(貸出受付時間短縮対応:火・水・金 8時45分～15時30分) ・一部の事業を6月15日より再開 ・新規貸室受付6月15日より再開(ただし利用人数等の制限あり)	保) 身体障害者更生相談所(631-6747)
福祉施設	西	身体障害者福祉センター	2020.2.27～2020.6.21	2020.6.22	6月22日から再開。利用人数など一部制限あり。※詳細については、施設中にて確認いただくか、指定管理者札幌市身体障害者福祉協会(641-8850)にお問い合わせください。	保) 身体障害者更生相談所(641-8852)
スポーツ施設	東	東健康づくりセンター	2020.2.28～2020.6.15 ※教室は2.26から中止	2020.6.16	6月16日よりトリトレーニング室を再開(教室は7月14日より順次再開)	保) 保健所健康企画課(622-5153)
スポーツ施設	西	西健康づくりセンター	2020.2.28～2020.6.15 ※教室は2.26から中止	2020.6.16	6月16日よりトリトレーニング室を再開(教室は7月12日より順次再開)	保) 保健所健康企画課(622-5153)
文教施設	中央	札幌市こども人形劇場こぐま座	2020.2.28～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日。 当日、夏以降の公演準備に向けた準備等の利用に限定。 貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	中央	若者支援総合センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	6月1日は通常休館日。 当日、7月上旬の公演実施に向けた準備等の利用に限定。	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
文教施設	東	札幌市こどもの劇場やまびこ座	2020.2.28～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日。 当日、7月上旬の公演実施に向けた準備等の利用に限定。	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	東	アカシア若者活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	白石	ホラ若者活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	豊平	豊平若者活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	西	宮の若者活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	西	宮の若者活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	中央	まちなかキッズサロンおどりんこ	2020.3.2～2020.6.14	2020.6.15	利用に一部制限あり	子) 子育て支援課(211-2988)
福祉施設	中央	児童会館・ミニ児童会館(計200施設)	2020.2.28～2020.6.13	2020.6.15	6月14日は通常休館日。 自由来館は一部の館から段階的に再開。ふりーたいむ(中高生の夜間利用)は休止。	子) 放課後児童担当課(211-2989)
その他	厚別	札幌市エレクトロニクスセンター	2020.4.13～5.31	2020.6.1	講義のスポーツ利用は引き続き休止 利用人数など一部制限あり	総) IT・イノベーション課(211-2379)
レジャー・観光施設	中央	さっぽろテレビ塔	2020.3.2～2020.6.5	2020.6.6	※関係団体の所管する施設 1～3階はすでに営業再開。展望台は営業時間を短縮して6月6日より再開(10時00分～20時00分)	総) 観光・MIC推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	中央	札幌いらいわい山ロープウェイ	2020.3.16～2020.5.31	2020.6.1	※関係団体の所管する施設 6月12日までは営業時間を短縮	総) 観光・MIC推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	北	北海道さっぽろ観光案内所	2020.4.18～2020.5.31	2020.6.1	10時00分～17時30分(通常9時30分～20時00分までのところ、時間を短縮)	総) 観光・MIC推進課(211-2376)
その他	白石	札幌コンベンションセンター	2020.4.15～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	総) 観光・MIC推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	豊平	さっぽろ羊ヶ丘展望台	2020.3.2～2020.5.31	2020.6.1	※関係団体の所管する施設	総) 観光・MIC推進課(211-2376)
その他	白石	札幌市産業振興センター	2020.4.16～2020.5.31	2020.6.1	利用人数・利用目的など一部制限あり	総) 経済企画課(211-2352)
レジャー・観光施設	東	サッポロ子どもランド	2020.4.1～2020.5.31	2020.6.1	炊事場は休止。	総) 農政課(211-2406)
レジャー・観光施設	南	藻岩山登山者休憩所	2020.4.20～2020.6.18	2020.6.19		総) 観光・MIC推進課(211-2376)
その他	中央	札幌市中央卸売市場(市場見学、調理実習室のみ)	2020.2.25～未定	未定	市場見学、調理実習室(貸室)の休止	総) 中央卸売市場管理課(611-3111)
スポーツ施設	北	札幌サンブラザ温水プール	2020.4.13～未定	未定	緊急メンテナンスのため、6月1日以降も当面の間休止	札幌サンブラザ(717-2711)
レジャー・観光施設	北	札幌市環境プラザ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	7月10日からイベント、見学ツアー等を再開。見学ツアーは、申込者と感染症予防対策を協議のうえ実施。	環) 環境政策課(211-2877)
レジャー・観光施設	中央	円山動物園	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.3	7月1日より感染症対策を講じたうえで全面オープン	環) 経営管理課(621-1426)
その他	西	札幌市リサイクルプラザ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する。	環) 循環型社会推進課(211-2928)
その他	厚別	札幌市リユースプラザ (厚別地区リサイクルセンター含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する。	環) 循環型社会推進課(211-2928)
その他	各区	各地区リサイクルセンター	2020.5.7～2020.5.31	2020.6.1	中央・北・西地区リサイクルセンター 一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する。	環) 循環型社会推進課(211-2928)
スポーツ施設	全区	公園内の運動施設(野球場、テニスコート、パークゴルフ場等)	(冬期利用休止)～ 2020.5.31	2020.6.1		建) みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	中央	旭山記念公園(森の家・レストハウス)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		建) みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	北	百合が原公園 (緑のセンター、リリートレイン駅舎、世界の庭園)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		建) みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	東	モエレ沼公園 (ガラスのヒラミッド、フィールドハウス)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		建) みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	豊平	豊平公園緑のセンター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	建) みどりの管理課(211-2536)
その他	清田	平岡樹芸センター(講義室、休憩所)	2020.4.29～2020.5.31	2020.6.2	4月29日からの開館を延期する形での閉鎖	建) みどりの管理課(211-2536)

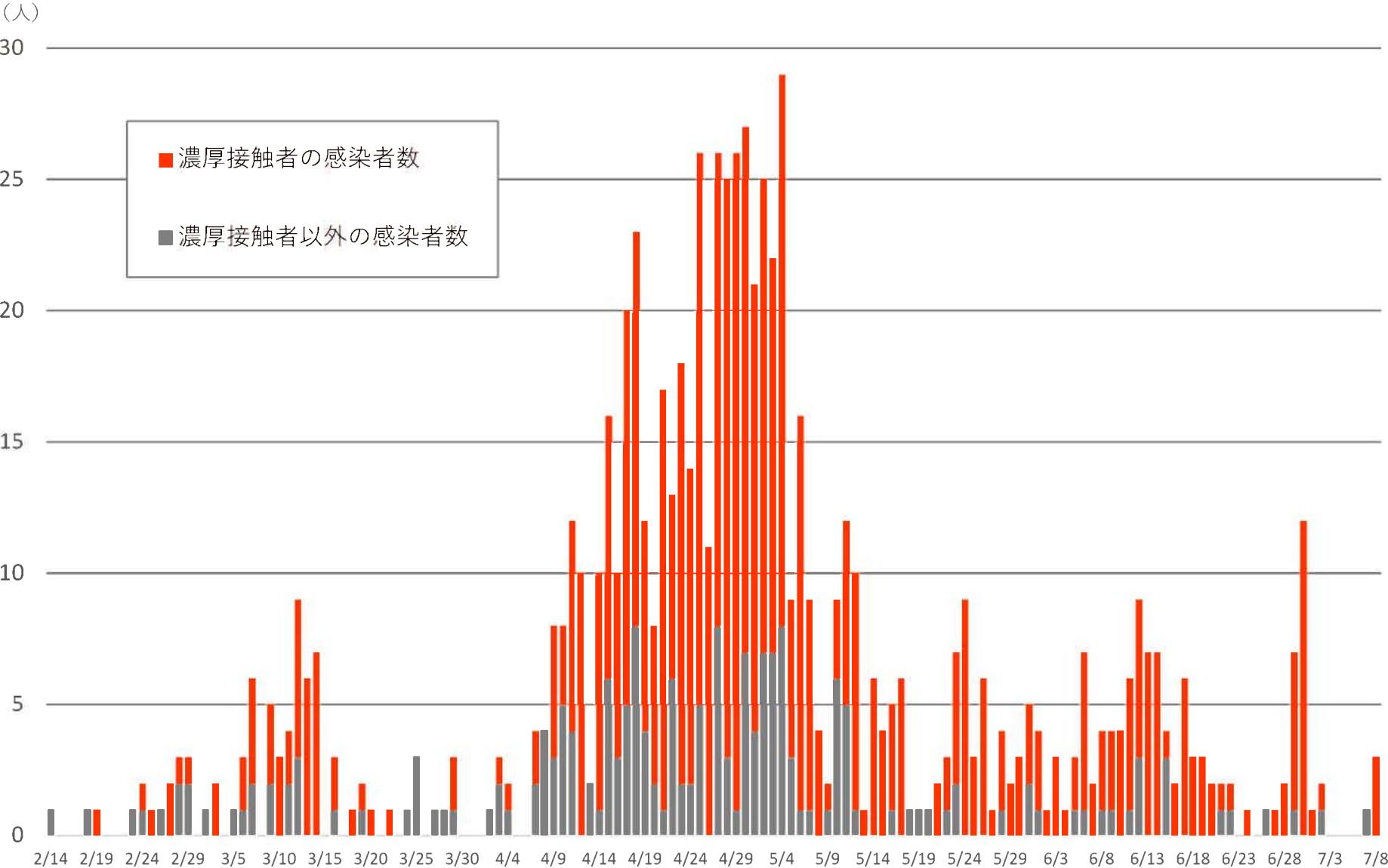
施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
文教施設	南	札幌市豊平川まけ科学館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 さかな館は天候に応じて休館の場合あり。	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	南	エドウィン・ダン記念館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		建)みどりの管理課(211-2536)
スポーツ施設	西	農協公園アインキヤップ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	6月15日より一般開放開始	建)みどりの管理課(211-2536)
スポーツ施設	白石	川下公園リラックスプラザ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	プール、浴室は6月16日より開放	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	手稲	ていねプール	-	営業中止	令和2年度は営業中止	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	各公園内の遊水路	当面の間	未定		建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	各公園内の故事広場	当面の間	未定		建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	公園内の駐車場(計18施設)	2020.5.2～2020.5.25	2020.5.26	小金湯さくらの森は4月25日からの開園を延期する形での閉鎖、平岡梅芸は4月29日より閉鎖、天神山緑地は4月29日より閉鎖、豊平川緑地、小金湯さくらの森は6月1日より開放、天神山緑地は6月15日より開放	建)みどりの管理課(211-2536)
文教施設	北	札幌市下水道科学館	2020.2.28～2020.4.6 2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一部展示は利用休止 ※4月13日は通常の休館日	下)経営企画課(818-3452)
スポーツ施設	東	伏古川水再生プラザ内運動施設 (テニスコート)	2020.5.31	2020.6.1		下)創成川水処理センター(736-6390)
スポーツ施設	市外	茨戸水再生プラザ内運動施設 (野球場)	2020.5.31	2020.6.1		下)創成川水処理センター(736-6390)
スポーツ施設	手稲	手稲水再生プラザ内運動施設 (野球場、テニスコート、パークゴルフ場)	2020.5.31	2020.6.1		野球場、テニスコート、下)新川水処理センター(611-5314) パークゴルフ場、(手)地域振興課(681-2445)
スポーツ施設	西	新川水再生プラザ内運動施設 (野球場、テニスコート、パークゴルフ場)	2020.5.31	2020.6.1		野球場、テニスコート、下)新川水処理センター(611-5314) パークゴルフ場、(西)維持管理課(667-3201)
その他	全区	直営集会所(計34施設)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	当面の間、利用人数は定員の50%に制限	都)住宅課(211-2806)
文教施設	中央	札幌市水道記念館	2020.4.11～2020.6.1	2020.6.2	展示物、展示コーナーの一部のみ開放 団体の受け入れ、渡岩浄水場見学は当面休止	水)企画課(211-7014)
文教施設	白石	札幌市民防災センター	2020.4.14～2020.5.31 (冬期閉鎖を延長)	2020.6.1	一部の体験コーナーは休止。利用可能なコーナーについては、同時利用人数などに制限あり。	消)総務部総務課(215-2010)
レジャー・観光施設	清田	清田中央、みどりパークゴルフ場	2020.5.31	2020.6.1	本来のオープン日は令和2年4月29日	滑)総務企画課(889-2006)
文教施設	西	視聴覚センター	2020.3.1～2020.3.31 2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		教)学校教育部教育相談担当課(671-3249)
文教施設	南	北方自然教育園	2020.3.1～2020.4.6 2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日。一部事業・貸室の人数制限。→6月19日 日から屋内は定員の50%以下、屋外は十分な間隔に緩和。	教)学校教育部教職員育成担当課(211-3802)
文教施設	中央	カナモトホール(札幌市民ホール)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸ホール・貸室の利用人数制限(100人以下かつ定員の50%以下)。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	中央	札幌市文台	2020.4.14～2020.6.1	2020.6.2	6月1日は通常休業日。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	厚別	札幌市青少年科学館	2020.4.14～2020.6.1	2020.6.2	6月1日は通常休業日。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	豊平	札幌市月暮公民館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室の利用人数制限(100人以下かつ定員の50%以下)。→ 6月19日から定員の50%以下に緩和。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	西	札幌市生涯学習センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室の利用人数制限(100人以下かつ定員の50%以下) →6月19日から定員の50%以下に緩和。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	南	札幌市定山溪自然の村	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	コーナーやテントの一部利用を制限。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3872)
文教施設	南	札幌市青少年山の家	2020.3.1～未定	未定	5月28日公園内に熊の侵入を確認。休館を当面継続	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3872)
文教施設	全区	図書館(計47施設)	2020.3.1～2020.3.31 2020.4.14～2020.5.25	2020.5.26	6月11日からは、本棚の本や視聴覚資料を直接返して貸し出すことを再開。館内にとどまって本を読むことやカウンターでの調査相談は休止。 6月25日からは館内閲覧、対面での調査相談を再開(施設により一部利用制限あり)。	教)中央図書館利用サービス課(512-7320)

札幌市における発症状況（7月8日現在）

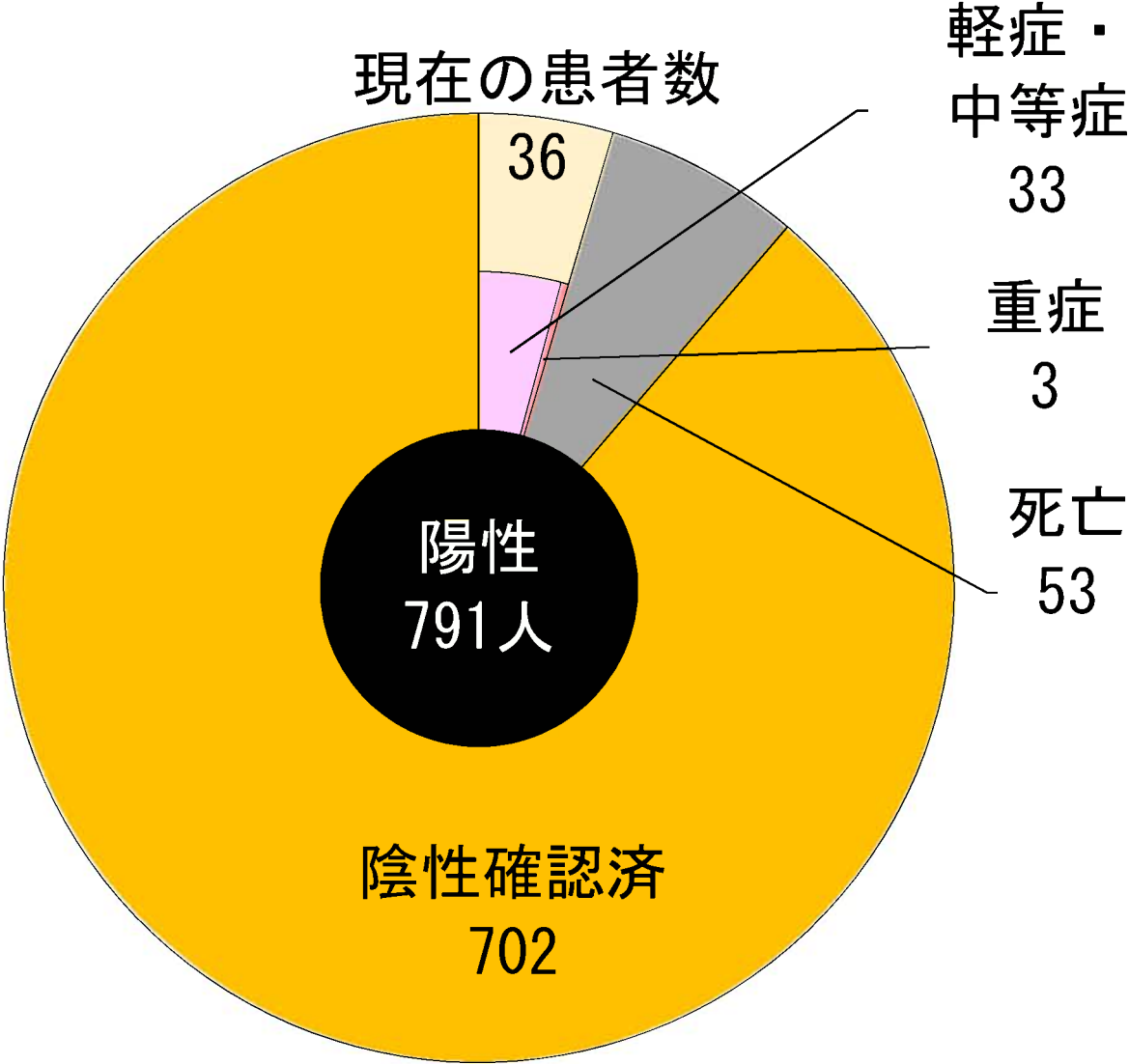


※発症者数には調査中等のため未計上分あり

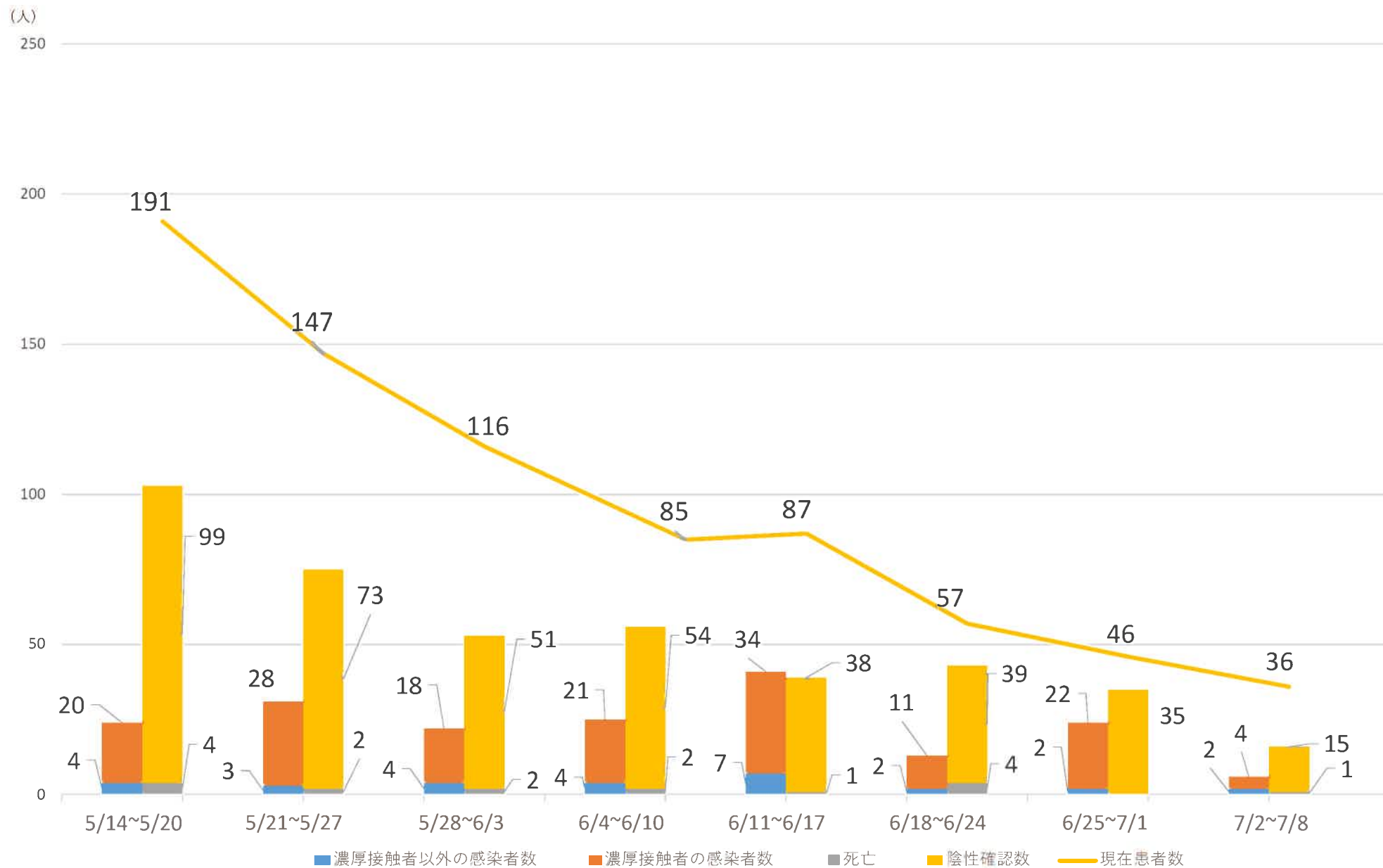
札幌市における感染者状況（濃厚接触の有無別）（7月8日現在）



札幌市における陽性者の状況（7月8日現在）



市内感染者数推移



直近一週間ごとの患者等の状況

<6/18~6/24>

新規感染者数				
13	11	リンクあり		リンクなし 2
		クラスター	クラスター以外	
		6	5	

帰国者・接触者外来 及び PCR検査センターの採取検体数
277

<6/25~7/1>

新規感染者数				
24	22	リンクあり		リンクなし 2
		クラスター	クラスター以外	
		20	2	

帰国者・接触者外来 及び PCR検査センターの採取検体数
276

<7/2~7/8>

新規感染者数				
6	4	リンクあり		リンクなし 2
		クラスター	クラスター以外	
		1	3	

帰国者・接触者外来 及び PCR検査センターの採取検体数
250

※ 最終日分は未反映

解除基準と直近の状況

	解除基準		直近の状況	(参考) 北海道
国	直近1週間の新規感染者数が前週の数を下回る		○	○
	直近1週間の新規感染者数 (10万人あたり)	0.5人程度以下	0.30 ※10人以下で到達	0.29 ※26人以下で到達 (直近15人)
北海道	1日の新規感染者数 (直近1週間の平均値)		10人以下	0.9
	1日のリンクなし新規感染者数 (同上)		3人以下	0.3
				2.1
				0.7

事務連絡
令和2年7月8日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

7月10日以降における都道府県の対応について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）に基づき、令和2年5月25日付け事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」において、6月1日、6月19日、7月10日から、感染の状況等を確認しつつ、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等を段階的に緩和する方針を示したところ、7月10日以降は、同事務連絡で示した段階的緩和の方針のとおりとする。その際、特に以下の点について改めて留意されたい。

なお、一部の地域で感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られた場合は、都道府県知事は速やかに当該地域における対応を再検討することとする。また、仮に再度緊急事態措置の対象となる都道府県が生じた場合においては、具体的取扱いについて、別途通知する。

記

1. 外出の自粛等

各都道府県においては、令和2年5月25日付け事務連絡によるほか、特に以下の点に留意すること。

- ・ 発熱等の症状がある者は、都道府県をまたぐ移動の自粛はもとより外出を控えるよう促すこと。
- ・ 外出をする際には、マスクの着用や手指の消毒など「新しい生活様式」に基づく行動を促すこと。また、感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えるよう促すこと。
- ・ 観光地において、人と人との間隔を確保するよう促すこと。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

2. 催物の開催制限

各都道府県においては、令和2年5月25日付け事務連絡によるほか、特に以下の点に留意すること。

(1) 催物開催の目安

令和2年5月25日付け事務連絡で示されているとおり、7月10日から31日までの間の催物開催の目安は、業種毎に策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記の人数要件に加え、屋内にあつては、収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあつては、人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、上記の人数や収容率の要件の解釈について、令和2年5月25日付け事務連絡3（1）の注書きの他、以下の点について留意すること。

- ・ 収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとする。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いることとする。

ここで、上記の人数要件及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意すること。ただし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。

また、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基に、収容率を含めた催物の開催要件についての見直しを検討しているところ、見直し結果については追って通知する。

(2) 催物の開催にあたっての留意事項

① 基本的な感染防止策の注意喚起

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、以下の点について改めて注意喚起をすること。

【イベント参加者】

- ・ 発熱等の症状がある者はイベントに参加しないこと。
- ・ イベントに参加する前に接触確認アプリをインストールすること。また、感染拡大防止のためにイベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じること。
- ・ イベントに参加する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底すること。
- ・ イベントに参加する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、そこにおける交流等を控えること。
- ・ イベントに参加する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避）をとること。

【イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者】

- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。
- ・ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけること。
- ・ イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促すこと。

- ・ その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。

なお、関係各府省庁においては、各所管団体が感染拡大予防ガイドラインを策定し、又は改定する際には、これらの基本的な感染防止策が盛り込まれるよう促すこと。

② 都道府県との事前相談

令和2年5月25日付け事務連絡3.(2)に示すように、全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）を開催しようとする場合には、「事前に各都道府県と主催者側とで十分に調整することが適切」である。このような事前調整の実効性を担保するため、各都道府県においては、

- ・ 全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設、又は

- ・ 収容人数が2,000人を超えるような施設（収容率50%で1,000人超）

の施設管理者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベント（以下「全国的又は大規模なイベント」という。）の開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について各都道府県に事前相談をするよう依頼しておくこと。なお、イベントの開催要件等について実際に相談する主体は、施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者とする。

イベント開催について事前相談があった場合には、各都道府県は、地域の感染状況等に応じたイベント開催の方針を伝えるとともに、こまめな手洗い、消毒、換気などの基本的な感染防止策が実施されることを確認すること。特に、全国的又は大規模なイベントを開催する場合には、参加者の連絡先等を把握するよう強く促すこと。

また、関係各府省庁においては、各所管団体が感染拡大予防ガイドラインを策定し、又は改定する際には、全国的又は大規模なイベントを開催する場合に各都道府県に対して事前相談をする旨を盛り込むよう促すこと。

3. 施設の使用制限等

施設の使用制限等については、令和2年5月25日付け事務連絡によるほか、同事務連絡で示されているとおり、「都道府県知事は、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインに基づく対応が実践されていない

施設については、施設の使用制限等の協力要請を含め必要な協力要請を検討すること。また、移行期間中においてクラスターが発生した際は、当該業種について特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討するほか、感染者が多数にのぼった場合等には、当該クラスターの発生が他の都道府県において生じたときでも同項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討する」こと。

また、各都道府県においては、施設利用者や施設管理者に対して、以下の点について改めて注意喚起をすること。

【施設利用者】

- ・ 発熱等の症状がある者は施設の利用を含め、外出を控えること。
- ・ 施設を利用する際には、施設の利用前に接触確認アプリをインストールすること。また、感染拡大防止のために施設管理者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じること。
- ・ 不特定多数の者がいる施設を利用する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底すること。
- ・ 不特定多数の者がいる施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を避けること。

【施設管理者】

- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者は施設の利用を控えてもらうようにすること。
- ・ 施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をすること。
- ・ 施設を利用する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・ 施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底すること。
- ・ その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。

なお、関係各府省庁においては、各所管団体が感染拡大予防ガイドラインを策定し、又は改定する際には、これらの基本的な感染防止策が盛り込まれるよう促すこと。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 小池・國藤・井上・寺井

直通 03 (6257) 3085

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

（参考）5月25日 内閣官房
新型コロナウイルス対策推進室
都道府県への事務連絡（別紙）

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

<基本的な考え方>

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>







時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%<small>(注)</small> （屋外200人）】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50%】 （屋外200人）】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 （ネット中継等） *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日 を目途 *ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	△ 【十分な間隔】 （できれば2m） *感染状況を踏まえて、判断。	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

○ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	 * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	 * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	 * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		 * 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後		

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	×～△ * 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。	×～△ * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ② 6月1日～		
ステップ③ 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		○ * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。
ステップ④ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ * 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。	* クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後	* クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。	

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

新型コロナウイルス感染症 対策に関する基本方針

～感染症に強い北海道の構築に向けて～

令和2年（2020年）5月29日
北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

6月以降の段階的緩和

項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
		6/1～6/18	6/19～7/9	7/10～7/31	8/1～
外出の自粛等	施設の利用	慎重に対応	「北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 (新しい生活様式の実践 等)		
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
	他都府県との不要不急の往来				
	札幌との不要不急の往来				
使用施設制限等	業種別のガイドラインが策定済の施設	慎重に対応	全ての施設の休業要請について、 6月1日午前0時から解除 「北海道スタイル」の準備が 整った施設から順次再開		
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
のイベント制限等	屋内イベント	100人以下 収容率50%	1,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%	全て 収容率50%
	屋外イベント	200人以下 十分な間隔	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	全て 十分な間隔

6月以降の段階的緩和（イベント等の開催制限）

項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
		6/1～6/18	6/19～7/9	7/10～7/31	8/1～
イベント等の開催制限	屋内イベント	100人 以下 収容率50%	1,000人 以下 収容率50%	5,000人 以下 収容率50%	全て 収容率50%
	屋外イベント	200人 以下 十分な間隔	1,000人 以下 十分な間隔	5,000人 以下 十分な間隔	全て 十分な間隔

催物（イベント等）の考え方

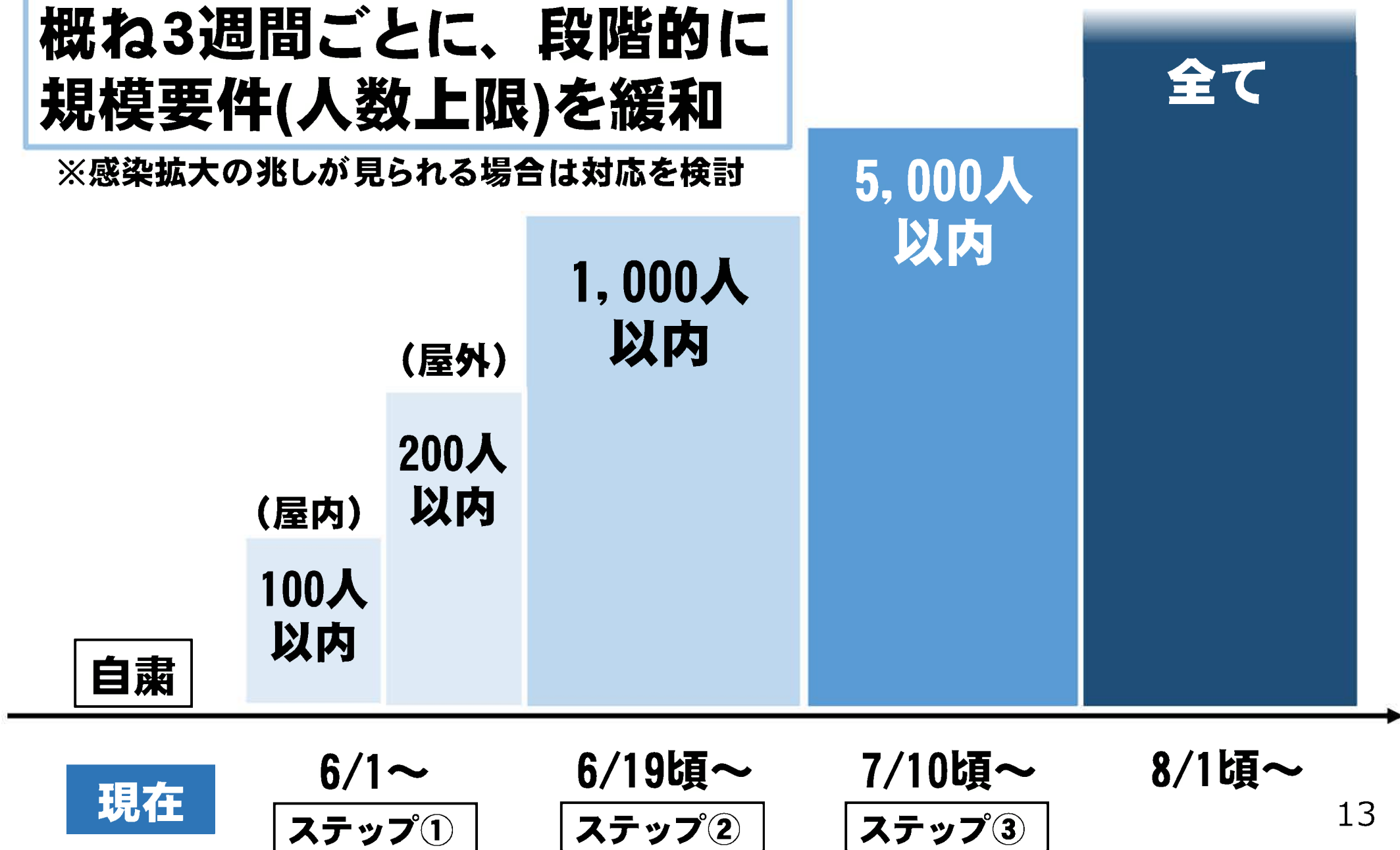
再開ステップ			講じるべき感染防止策				
概ね3週間ごとに、段階的に規模要件(人数上限)緩和			「北海道スタイル（※1）」や業種ごとのガイドラインなどに基づき、感染防止策を徹底				
ステップ	屋内	屋外	具体例				
	自粛		コンサート	展示会	プロスポーツ	全国行事	地域行事
①	100人以内 収容率50%以内	200人以内 (十分な間隔)	○	○ ※3	×	×	△ ※7
②	1,000人以内 収容率50%以内	1,000人以内 (十分な間隔)	○	○ ※3	○ ※4	×	○ ※7
③	5,000人以内 収容率50%以内	5,000人以内 (十分な間隔)	○ ※2	○ ※3	○ ※5	×	○ ※7
	全て 収容率50%以内	全て (十分な間隔)	○ ※2	○ ※3	○ ※5	△ ※6	○ ※7

- ※1 北海道コロナ通知システム導入の協力を依頼
- ※2 密閉空間で大声を発するもの等は厳格なガイドラインによる対応が条件
- ※3 入場制限等で人との感覚を十分確保できることが条件
- ※4 無観客が条件
- ※5 選手・観客等の行動管理が条件
- ※6 感染状況を踏まえて判断
- ※7 人数管理できるもののみ

催物（イベント等）の緩和イメージ

概ね3週間ごとに、段階的に規模要件(人数上限)を緩和

※感染拡大の兆しが見られる場合は対応を検討



新型コロナウイルス関連の対応について【経済観光局】

1 新型コロナウイルスに係る事業者向けワンストップ相談窓口

(1) 相談実績

相談業務（経営相談・融資制度利用・税・感染症予防等）（1/29～7/8）

累計相談件数：21,574件（来所9,123件、電話12,451件）

(2) 融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）

ア 認定件数：13,515件（7/8現在）

【業種】

建設業2,876件、小売業1,885件、飲食業1,801件、不動産業883件、医療・福祉802件、卸売業671件、製造業430件、運輸業404件、情報通信業248件、電気・ガス・熱供給・水道業178件、宿泊業131件、教育・学習支援業89件、保険業51件、林業、鉱業3件、サービス業3,063件

イ 信用保証協会による融資承諾件数・金額

6/26現在 2,152件 626億2,886万円

2 定山溪どこでもクーポン

(1) 概要（詳細：別紙1）

定山溪地区に宿泊する札幌市民の方を対象に、宿泊施設や飲食店などでお得に利用できるクーポン券（2,000円分）を発行

(2) 対象者

定山溪地区の宿泊施設に宿泊する小学生以上の札幌市民

※住所の確認のため、全員の住所がわかる証明書等の提示が必要です

(3) 実施期間

7/1（水）から配布開始、各配布施設で予定枚数に達し次第終了（合計5万人分、宿泊予約先着順）、利用期限は12/20（日）まで

(4) その他

クーポン券を配布する施設や配布状況などの詳細は、定山溪観光協会のホームページなどでご確認ください

<http://jozankei.jp/shiminwari2020/9821>

3 夏も！泊まろうさっぽろキャンペーン

(1) 概要（詳細：別紙2）

令和2年7月1日～8月31日の間に対象の市内宿泊施設に宿泊した方の中から抽選で、秋～冬シーズンに札幌観光等を楽しめるプレゼントを贈呈

(2) 応募対象者

キャンペーン期間中、対象の宿泊施設に宿泊した道民（札幌市民を含む）

(3) 応募方法

スマートフォンで宿泊施設に設置してある二次元バーコードを読み込んで応募

※スマートフォンを持っていない方は、宿泊施設のフロントで配布するFAXでの応募も可能

4 さあ！サッポロ夏割&泊まってスマイルクーポン

(1) 概要（詳細：別紙3）

市内宿泊商品の割引やクーポン券の配布

ア 「さあ！サッポロ夏割」

- (ア) 実施期間 令和2年7月23日（祝）～8月31日（月）まで
- (イ) 内容 市内宿泊商品が5,000円割引（6,000円以上の宿泊商品）
- (ウ) 対象 20万人泊
- (エ) その他 「どうみん割」や「GoTo トラベル事業」との併用不可

イ 「さあ！サッポロ泊まってスマイルクーポン」

- (ア) 実施期間 令和2年7月23日（祝）～9月30日（水）まで
- (イ) 内容 宿泊者に施設内の飲食や施設提携先店舗等で利用できる3,000円のクーポン券を配付
- (ウ) 対象 40万人泊

(2) スケジュール

- ア 参加事業者の募集 令和2年7月8日（水）～7月13日（月）
- イ 割引商品の予約販売開始 令和2年7月16日（木）～
- ウ 利用開始 令和2年7月23日（祝）～

5 札幌市飲食店未来応援クラウドファンディング

(1) 概要（詳細：別紙4）

食事券に付与される30%のプレミアム分と手数料を札幌市が負担し、クラウドファンディングを活用して、市内の飲食店で利用できる食事券を発行

(2) 第二弾クラウドファンディング募集状況

ア 期間 令和2年7月1日（水）～20日（月）

イ 実績（7/8 9時現在）

参加店舗数 872 軒 支援者数 6,055 人 支援総額 10,751 万円

※以下のホームページにて支援状況をリアルタイムで掲載しています

https://actnow.jp/feature/sapporo_food2

(3) 第一弾クラウドファンディング募集実績

ア 期間 令和2年6月1日（月）～20日（土）

イ 実績

参加店舗数 362 軒、支援者数 5,665 人、支援総額 9,424 万円

札幌市からのプレミアム分を上乗せし約1億2,000万円を飲食店に振込

6 SAPPOROおみせ応援商品券

(1) 概要（詳細：別紙5）

札幌商工会議所、札幌市商店街振興組合連合会、札幌市の3者により結成した実行委員会において、市内の小売店・飲食店等で使用できるプレミアム付きの商品券を発行（別紙参照）

ア 総発行数 50万冊（600万枚）

イ 販売価格等 1,000円券×12枚（12,000円分）を1冊として10,000円で販売（プレミアム率20%）

(2) スケジュール

ア 取扱店（商品券を利用することのできる店舗）の募集

令和2年7月6日（月）～8月20日（木）まで

イ 商品券の販売及び利用の開始 令和2年8月5日（水）

ウ 商品券の販売終了 令和2年10月5日（月）

エ 商品券の利用期限 令和2年11月5日（木）

札幌市民限定・宿泊キャンペーン

定山溪
どこでも
クーポン

定山溪エリア内

温泉

ご宿泊代金への充当

飲食店・レジャー施設

定山溪エリアならどこでも
金券として使えるよ!



アクティビティでも



お土産・
ショッピングに



他のクーポンと
併用できます



宿泊精算に



次回の使用が可能です
有効期限:令和2年12月20日



お食事処で

定山溪エリアの全ての施設でご利用可能

宿泊予約
先着

50,000名様に2,000円分プレゼント!!

「クーポン」



配布期間: 令和2年7月1日 | 水 | 宿泊予約受付開始

◎各ホテル限定枚数に達し次第終了



有効期間: 令和2年7月1日 | 水 | ~ 令和2年12月20日 | 日 |

※宿泊代金に充当の場合は12月21日(月)のお支払い時にご利用いただけます。

配布方法: 1泊につき1名様2,000円分 をご宿泊チェックイン時にお渡しします

対象者: 定山溪内ホテル旅館に宿泊予約をされた、先着順の札幌市民(小学生以上)

※ご住所の確認の為、全員の住所がわかる証明書等のご提示をお願いいたします。

※定山溪内ホテル旅館とは「定山溪温泉旅館組合」に加盟している施設を示します。(詳細はホームページをご覧ください)



- クーポンの払戻し、換金は不可。おつりは出ません。●宿泊代に充当されたい場合は、宿泊予約時の事前決済をされず、当日の現金もしくはカード等でお支払いください。ご宿泊代の事前精算を済ませているお客様については、宿泊代以外の館内商品利用、または他施設でご利用ください。
- 各ホテルで限定枚数に達し次第、配布終了となります。定山溪観光協会のHPに各施設の配布状況を随時記載しておりますので必ずご確認のうえ、ご宿泊をご予約ください。●札幌市民である住所記載物等の証明物を宿泊当日ご持参ください。確認後当クーポン券をお渡します。
- クーポン券の配布は予約先着順となりますので、予告なく終了、または当日お渡し出来ない場合もありますことご了承ください。



ショートトリップに出かけよう!

道民限定

夏も! **泊まろう さっぽろ** キャンペーン

宿泊でチャンス! 泊まって当てて、また来よう!

2020 **7/1** WED >> **8/31** MON

スマホから簡単応募!

秋から冬に使える!

泊まった分だけ応募ができる! 札幌をエンジョイするプレゼントが当たる!

期間中、札幌市内(定山溪温泉含む)の対象宿泊施設に泊まると応募できます。

1泊1口から泊まった分だけ何度でも応募OK! 道民のみならず、札幌に泊まるなら今がおすすめです!

※キャンペーン参加施設は、WEBでご確認ください。※札幌市民を含むすべての道民にご利用いただけます。

総額 1,000 万円

さっぽろエンジョイプレゼント!

特別賞

ベア10組(2名1組) 20名様
釧路空港発/函館空港発~札幌(丘珠空港)選べる往復航空券

A賞

ベア30組(2名1組) 60名様
特別な夜に丘珠空港発 札幌ナイトSKYクルーズ(セスナ機) 期間:10月~3月予定

B賞

ベア100組(2名1組) 200名様
6月5日NEWOPEN! ヌーベルプーズ大倉山ディナー + 大倉山ジャンプ競技場リフト券

C賞

ベア200組(2名1組) 400名様
パウダースノーを増能 札幌国際スキー場 ランチパック(1日券+お食事券880円分)

D賞

ベア50組(2名1組) 100名様
定山溪エリアアクティビティ WILD MUSTANG'S ワイルドライド(乗馬50分)

E賞

100組(4名1組) 400名様
ファミリー向け 白い恋人パークプレミアムファクトリーコース&ソフトクリーム&オリジナル缶(36枚入) +羊ヶ丘展望台年間パス ※オリジナル缶は、1組につき1缶のみになります。

●ご当選者様の発表は厳正なる抽選の上、賞品の発送をもってかえさせていただきます。●ご当選の権利は本人のものとし、換金・譲渡等はできません。●お客様の住所、転居先が不明等で賞品がお届けできない場合は、当選を無効とさせていただきます。●賞品の発送は日本国内に限ります。●賞品は予告なく変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。●賞品内容には現地までの交通費は含まれません。●賞品の発送は10月初旬を予定しておりますが諸事情により多少前後する場合がございます。
【個人情報の取り扱い】●札幌市内観光プロモーション実行委員会は、本プレゼントの応募を通じてお客様からご提供いただきました個人情報を、本プレゼントの運営に開示すること以外の目的で使用することはありません。●当委員会が本プレゼントを通じて得る個人情報は、お客様の了承をいただかない限り、第三者に開示することは一切ありません。ただし、当委員会が事前に秘密保持契約を締結した当社の関連会社または業務委託先等に発送に必要な情報を開示する場合があります。●また、法令等により開示を求められた場合、人の生命および身体または財産などの重大な利益を保護するために緊急を要する場合には、お客様にお断りすることなく情報開示することがあります。



参加方法

初めての方

① 参加登録について

1

下の二次元コードをスマートフォンのカメラで読み込むと、登録画面が表示されます。



※対象宿泊施設のフロントにも設置

2

必要事項を入力いただき、「この内容で登録する」ボタンをタップすると、仮登録メールが、ご登録いただいたメールアドレス宛に届きます。

3

仮登録メール内のURLにアクセスし、メールアドレスとパスワードを入力、「ログイン」ボタンをタップしていただくと登録完了です。

② スタンプ取得について

1

ログイン後、画面内の「二次元コード読取」ボタンをタップし、フロントに設置されているPOPから「スタンプ取得はこちら」二次元コードを読み込む（撮影）とスタンプが取得できます。

※二次元コードが読み込めない場合は、1度画面を閉じ二次元コードリーダーを起動し読み込んでください。

2

引き続き、「応募する」をタップし、ご希望の賞品をひとつ選んでから、「この賞品で応募する」ボタンをタップしていただくと応募完了です。

2泊目もしくは、後日別の市内参加ホテルに宿泊した場合

○2回目からは、「① 参加登録について」が不要になります。

※スタンプは、おひとり様1泊につき一つです。

※1度取得した場合、翌日の15時を過ぎるまで次のスタンプを取得することはできません。

2泊目は、15時以降にスタンプ取得をお願いします。

対象

8月31日(月)宿泊分まで

応募期間

9月4日(金)送信分まで有効

令和2年7月8日

報道機関各社 様

札幌市内宿泊促進キャンペーンの実施について

札幌市では、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ宿泊需要を喚起し、宿泊事業者を中心とした幅広い関係事業者の業績向上を図るため、下記のとおり「さあ！サッポロ夏割&泊まってスマイルクーポン」事業を実施します。

本日から、本事業に参加する宿泊施設等の事業者受付が開始となりましたので、報道機関各位におかれましては、周知について御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 「さあ！サッポロ夏割」

- (1) 実施期間 令和2年7月23日(祝)～8月31日(月)まで
- (2) 内 容 市内宿泊商品が5,000円割引(6,000円以上の宿泊商品)
- (3) 対 象 20万人泊
- (4) そ の 他 「どうみん割」や「GoTo トラベル事業」との併用不可

2 「さあ！サッポロ泊まってスマイルクーポン」

- (1) 実施期間 令和2年7月23日(祝)～9月30日(水)まで
- (2) 内 容 宿泊者に施設内の飲食や施設提携先店舗等で利用できる3,000円のクーポン券を配付する。
- (3) 対 象 40万人泊

3 参加事業者の募集

- (1) 募集期間 令和2年7月8日(水)～7月13日(月)まで
- (2) 対 象 市内宿泊商品を販売する①宿泊施設②OTA(Online Travel Agent)③旅行会社
- (3) 申込方法 インターネットによる申請
<https://sapporo-summer2020.com>

4 今後のスケジュール(予定)

- (1) 令和2年7月8日(水)～7月13日(月) 参加事業者の募集
- (2) 令和2年7月16日(木)～ 「さあ！サッポロ夏割」の予約販売開始
- (3) 令和2年7月23日(祝)～ 利用開始

5 お問い合わせ先

さあ！サッポロ夏割 & 泊まってスマイルクーポン事務局
TEL 0570-666-556

【問い合わせ先】

経済観光局観光・MICE推進部

観光・MICE推進課 和田・片岡 TEL011-211-2376

札幌市飲食店未来応援クラウドファンディング

第一弾終了！支援者 5665 人 支援総額 9424 万円！

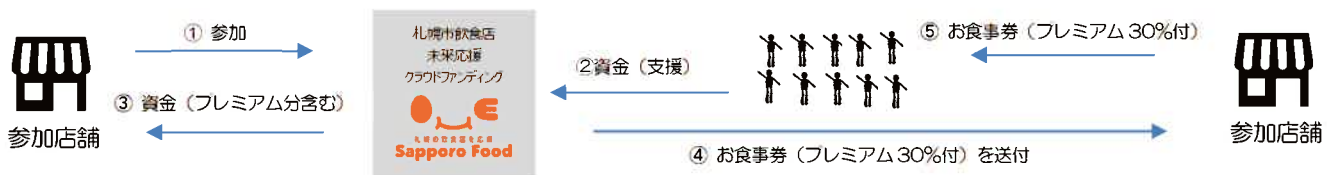
第二弾は札幌市飲食店全店が対象 7月1日よりスタート

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。
2020年6月1日からスタートし同月20日に終了した「札幌市飲食店未来応援クラウドファンディング」では、市内362店が参加し5665人から支援総額9424万円もの支援金が集まりました。また、プレミアム分を含めると約1億2000万円が札幌市内飲食店に月内振り込まれます。第一弾ではテイクアウト・デリバリーを行なっているお店を対象として実施致しましたが、7月1日からは第二弾として札幌市全飲食店を対象としたクラウドファンディングをスタート致します。引き続きクラウドファンディングの手数料、支援額30%プレミアム分の費用は札幌市が負担することで参加する飲食店においては負担が無しで参加することができます。また支援者にとっても30%のプレミアムが付くことで大変お得に飲食を楽しめるような仕組みとなっています。是非貴社にてお取り扱い検討をよろしくお願い致します。

敬具

【札幌市飲食店未来応援クラウドファンディング 第二弾 概要】

参加対象店舗：札幌市内飲食店（お食事を主とするお店に限る）※スナックやナイトクラブなどはNG
支援額総額上限：店舗席数に応じて設定（1-20席 60万円、21-60席 80万円、61席以上 100万円）
支援方法：アクトナウHPから応援したい店舗を選び、支援額を決めて頂く
飲食店参加方法：6/11 17:00～7/10 23:55迄 アクトナウHP参加フォームからご連絡を頂く ※第一弾参加店舗も再度申し込み
お食事券：事務局が発行し飲食店へ送付。支援者は来店しお店から受け取る。
お食事券利用期間：札幌市内飲食店CF→2020年8月15日-11月30日迄
プレミアム：支援した額の30%を付与（1000円→1300円 5000円→6500円 10000円→13000円）
ご支援受付期間：2020年7月1日-20日迄



【CF応援大使「食いしんボーイズ」結成！】

札幌市の飲食店を盛り上げるために当社タレントにて、期間限定ユニット「食いしんボーイズ」を結成致しました。今後、こちらのユニットで広報・各種PR活動を行います。現在、TV・ラジオへの出演が多数決まっております。

【メンバー】

HAMBURGER BOYS 山田雄太 / HBC ラジオ&AIR-G` DJ 金子智也
STV ラジオ DJ しろっぴ ひろし / タレント 伊藤沙菜（マネージャー）



【札幌市飲食店未来応援クラウドファンディング第一弾について】

2020年6月1日からスタート致しました、第一弾「テイクアウト&デリバリーファンディング」は、参加店舗数362店舗・総支援5665名・支援総額9424万円となっております。また、支援額が上限に達した店舗には都度、支援金・プレミアム金のお支払いを5日以内に実施しました。飲食店は当月内に支援金を受け取れるようにしております。第二弾も同様を予定しております。

【第一弾支援額上限達成店舗様からの声】

- ・ピストロサンミ 様/今回のこのプロジェクトはお客様に教えてもらい初めてクラウドファンディングというものに参加させて頂きました。やってみて本当に良かったと思えました。またこういうプロジェクトがあれば参加させて頂きたいと思えました。
- ・家庭料理 まさき 様/今回札幌市助成のクラウドファンディングに参加して、こんなにも応援して下さる方々がいるのだと嬉しさでいっぱいでした。常連さんや遠くのお客様からもご支援いただきました。心温まるメッセージがまた嬉しく「繋がっている」と思い勇気づけられました。
- ・回転寿司 根室花まる 西野店・南25条店 様/ご支援と共に多くのお客様から応援メッセージを頂き、嬉しい気持ちでいっぱいです。本当に有難うございます。

【プロジェクトメンバー（札幌飲食応援団）】

- ・株式会社トリプルワン 伊藤（プロジェクトリーダー） 山下 田村
- ・株式会社アクトナウ 穴田
- ・公益財団法人はまなす財団 小倉 大関

飲食店・支援者問い合わせ窓口

TEL：011-205-5012 メール：info.cf@hamanasu.or.jp

札幌市飲食店未来応援クラウドファンディングがスタート!



札幌の飲食店を応援
Sapporo Food

クラウドファンディングで札幌市の飲食店にエールを…
未来で使えるお食事券は支援額+「30%のプレミアム*」!

お得に、おいしく飲食店を応援しよう!

※1000円の支援金につき1300円のお食事券が受け取れます

新型コロナウイルスの影響で来店者が激減している札幌市内の飲食店を支援するため、クラウドファンディングで、飲食店で利用できる食事券を発行。その食事券には30%のプレミアム付き。お気に入りの店を見つけるきっかけになるかも。

お食事券を
購入して応援したい!

アクトナウHPから応援したい店舗を
選び、支援額を決めて購入!
支援額+「30%のプレミアム」が付いた
お食事券で、お得に楽しもう!

お食事券の利用期限
店舗での飲食/2020年8月15日~11月30日

クラウドファンディングに
参加したい飲食店!

アクトナウHPから
クラウドファンディングへの参加を
受け付けております!

札幌市内飲食店クラウドファンディング
実施期間/2020年7月1日~20日

※対象店舗など、詳細はHPをご覧ください。



応援する方

店舗と支援額を
選んで購入!



参加
お食事券・資金
(プレミアム分含む)



参加店舗

ご来店、または商品受け渡し時にお食事券のお渡し

TRIPLEONE
株式会社トリプルワン

【飲食店・支援者 お問い合わせ窓口】
☎011-205-5012
mail: info.cf@hamanasu.or.jp



報道機関各社様

「SAPPOROおみせ応援商品券」の発行概要が決まりました

札幌市、札幌商工会議所、札幌市商店街振興組合連合会の3者は、新型コロナウイルスの感染拡大により経営面で大きな影響を受けた商業者の売上回復を図るため、「SAPPORO おみせ応援商品券」実行委員会（事務局：札幌商工会議所）を結成し、市内の小売店・飲食店等で使用できるプレミアム付きの商品券を発行いたします。

この度、商品券の発行概要が決まりましたので、以下のとおりお知らせいたします。

【商品券の概要】

1 名称

SAPPOROおみせ応援商品券

2 総発行数

50万冊（600万枚）

3 販売価格等

1,000円券×12枚を1冊（12,000円分）として、10,000円で販売
（プレミアム率20%）

4 販売期間

令和2年8月5日（水）から令和2年10月5日（月）まで

5 販売場所（予定）

市内郵便局、アークスグループ（ラルズ・東光ストア）、商店街販売所など
（販売場所は今後追加となる可能性があります）

6 商品券利用期間

令和2年8月5日（水）から令和2年11月5日（木）まで

7 取扱店舗

令和2年7月6日（月）から募集開始（専用ホームページ・郵送にて受付）

8 問い合わせ先

SAPPORO おみせ応援商品券実行委員会事務局

○札幌商工会議所産業部生活・サービス産業課 Tel231-1374

○札幌市経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課 Tel211-2372

【本件担当】 経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課 守屋・牛嶋 Tel211-2372

※本件については、同日付で北海道経済記者クラブへもリリースしております。